浜松市勤労福祉センター条例

（趣旨）

第１条　この条例は、勤労者等の福祉の増進を図るため設置する勤労福祉センターについて必要な事項を定める。

（名称及び位置）

第２条　勤労福祉センターは、浜松市勤労福祉センター（以下「センター」という。）といい、浜松市中央区船越町１１番１１号に置く。

（事業）

第３条　センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 勤労者等の会議、研修等のため又は福利厚生を図るために施設を提供すること。

(2) 勤労者等に対する講座、教室等を開催すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

（開館時間）

第４条　センターの開館時間は、午前９時から午後９時３０分までとする。ただし、庭球場については、午後９時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、第６条第１項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

（休館日等）

第５条　センターの休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

（指定管理者による管理）

第６条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせるものとする。

２　指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 第３条各号に掲げる事業に関する業務

(2) センターの利用の許可に関する業務

(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前３号に掲げるもののほか、センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

（入館の制限）

第７条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 施設、設備、展示品等を損傷した者又はそのおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者

(3) めいていしている者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

（利用の許可）

第８条　センターの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用の制限）

第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前３号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（利用料金の納付）

第１０条　第８条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

３　指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

４　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第１１条　指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第１２条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合そ

の他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（利用権の譲渡禁止）

第１３条　利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の許可の取消し等）

第１４条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

（原状回復の義務）

第１５条　利用者は、センターの利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第１６条　センターの施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

（委任）

第１７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第３項及び附則第４項の規定は公布の日から、第１０条第３項及び第４項の規定は規則で定める日から施行する。

（浜松市勤労会館条例及び浜松市立勤労青少年ホーム条例の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 浜松市勤労会館条例（昭和５８年浜松市条例第３５号）

(2) 浜松市立勤労青少年ホーム条例（昭和６０年浜松市条例第２２号）

（準備行為）

３　第６条第１項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第２条から第８条までの規定による指定の手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

４　別表の１の備考の１の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施

行日前においても行うことができる。

（利用料金制移行までの間の経過措置）

5　施行日から附則第１項ただし書に規定する規則で定める日の前日までの間におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 10 条の見出し	利用料金	使用料
第 10 条第 1 項	指定管理者	市長
	利用料金（法第 244 条の 2 第 8 項の利用料金をいう。以下同じ。）	使用料
第 10 条第 2 項	利用料金は	使用料は
	定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする	定める額とする
第 11 条（見出しを含む。）及び第 12 条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
別表	利用料金	使用料

別表（第１０条関係）

1　ホール等

利用区分＼利用時間区分		午前9時から午後9時まで 1時間につき	午後 9 時から午後 9 時 30 分まで
多目的ホール	勤労者団体等	円 710	円 350
	その他	1,430	710
大会議室	勤労者団体等	710	350
	その他	1,430	710
大会議室　東	勤労者団体等	480	240
	その他	960	480
大会議室　西	勤労者団体等	230	110
	その他	470	230
中会議室 1	勤労者団体等	230	110
	その他	470	230
中会議室 2	勤労者団体等	630	310
	その他	1,270	630
小会議室 1	勤労者団体等	140	70
	その他	280	140
小会議室 2	勤労者団体等	110	50
	その他	230	110
会議室 1	勤労者団体等	140	70
	その他	280	140
会議室 2	勤労者団体等	140	70
	その他	280	140
会議室 3	勤労者団体等	140	70
	その他	280	140

会議室４		勤労者団体等	140	70
		その他	280	140
スタジオ		勤労者団体等	630	310
		その他	1,270	630
音楽室		勤労者団体等	390	190
		その他	790	390
茶室		勤労者団体等	190	90
		その他	380	190
美術工芸室		勤労者団体等	150	70
		その他	300	150
体育館	全面	勤労者団体等	640	320
		その他	1,280	640
	半面	勤労者団体等	320	160
		その他	640	320

備考

１　勤労者団体等とは、勤労者で組織する団体その他これに準じる団体で市長が認めるものをいう。以下同じ。

２　利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後９時３０分まで利用する場合を除き正時までとする。

３　利用者が３００円以上の入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。以下同じ。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の２倍に相当する額とする。

４　利用時間を１５分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の３に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。）に相当する額

(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、１時間につき、午前９時から午後９時までの間の１時間当たりの利用料金の１．５倍に相当する額

５　利用料金を算定して得た額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

２　楽器保管庫

１室１日につき　５０円

３　庭球場

(1) 施設

利用時間区分 / 利用区分	午前９時から午後９時まで　２時間につき
勤労者団体等　１面につき	550 円
その他　１面につき	1,100 円

備考

１　利用時間は、午前９時から午前１１時まで、午前１１時から午後１時まで、午後１時から午後３時まで、午後３時から午後５時まで、午後５時から午後７時まで又は午後７時から午後９時までとする。

２　利用者が３００円以上の入場料を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の２倍に相当する額とする。

３　利用時間を１５分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の２に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。）に相当する額

(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、１時間につき、午前９時から午後９時までの間の１時間当たりの利用料金の１．５倍に相当する額

４　利用料金を算定して得た額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 照明設備

１面１時間につき（１５分未満の端数は切り捨て、１５分以上は１時間とする。）２００円

４　備付物品

規則で定める額